外交官向け免税指定店舗になりませんか？
-新たな事業機会の創出-

外交官向け免税指定店舗（DS）とは？

日本に駐在する外国公館等（大使館、領事館など）や外交官・領事官が、消費税が免除された形で物品やサービスを購入できるよう、国税庁長官から特別に指定を受けた事業者です。指定を受けた店舗には外務省から「DS（Designated Store）」ステッカーが発行されます。

指定店舗になるメリット

- **新たな顧客層の獲得**: 日本国内で活動する外国公館等や外交官・領事官という、新たな一定の顧客層への販売が可能になります。
- **企業イメージ向上**: 外交活動に貢献することで、企業の社会的な評価向上に繋がる可能性があります。
- **売上拡大の可能性**: 免税販売による新たな需要喚起が期待できます。

指定申請の手続きについて

指定申請は、**外務省へ申請書１枚を提出**いただくことで行えます。

1. 申請方法

- 国税庁のウェブサイトから「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、外務省に郵送してください。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/23120184.htm

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
外務省 大臣官房儀典外国公館室 宛
（※最寄りの税務署に提出/e-Taxで申請することも可能です。）

毎月10日締切り

お問い合わせ先
電話：03-5501-8000（内線2958）
e-mail： tax-exempt@mofa.go.jp

2. 指定と通知

- 外務省に申請書を提出後、国税庁にて審査が行われます。指定が確定すると、外務省から指定の通知と免税手続きに関する書類が送付されます。

旅行者向けの免税制度との違い

- 外国人旅行者向け免税制度とは異なる制度のため、**別途申請が必要**です。
- 外交官・領事官が**「免税カード・IDカード」**を提示し、**「外国公館等用免税購入表*」**を店舗に提出することにより、消費税を除いた価格で取引を行います。
  *https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/sochiho/060401/pdf/09.pdf

- **受領した「外国公館等用免税購入表」を７年間保存。**
  ※免税アプリを導入することで、データでの管理も可能です。
- **「無形のサービス」も免税対象となる場合があります。**
  外交官が所持する免税カードの内容によりますが、宿泊、飲食、医療、交通、クリーニング、請負、印刷など、幅広いサービスが対象となり得ます。また、購入金額の最低基準も外交官が所持する免税カード毎に異なります。